

## 行政法学習会「特定技能クラス」新規開催のお知らせ

行政法学習会は平成27年以来、9年間に渡り行政法を様々な角度から検討している学習会です。この度、急速に人数が伸びている在留資格「特定技能」に特化した研修会を新たに開催いたします。

### ▼2か月に1回、継続して「特定技能」について学び、プロフェッショナルを目指しませんか？



他の在留資格の諸申請と比較しても、特定技能の申請書類は書類数が多いという特徴がありますが、それは一方でよりシステム化された在留資格であることを意味しており、基本的に理由書などを添付することはありません。新人、若手の行政書士にとっては、自己の業務として強みにできるジャンルであろうと思います。

この研修会は、特定技能の知識0の新人、若手の行政書士を特定技能のプロフェッショナルとすることを目的としております。

目的としております。

そのため1回限りの研修会ではなく、継続した学習会として開催をしております。また、研修内容は、入管法、労働基準法等の法令、在留資格、特定技能制度の内容のみならず、クライアント企業からのヒアリング方法、書類作成上の注意点、オンライン申請を含む入管との対応、登録支援機関との協力、就労開始後の対応、PCスキル等々、実務上必要となる能力の養成まで含みます。

特定技能について、豊富な経験がある、特定行政書士・志水晋介先生が、毎回講師を務めます。是非、一緒に、特定技能のプロフェッショナルを目指しませんか？

**対象者：**これから在留資格及び特定技能に力を入れていきたいと考えている方（行政書士目線で研修は進めますが、行政書士登録の有無を問いません。補助者を含みます。）

**研修概要：**第1回～第3回は入管法、在留資格全般について学習します。第4回以降で、特定技能の内容に特化します。既に在留諸申請に一定のご経験、知識のある先生は、第4回目以降に参加されても結構です。

▼第1回は7月24日（水）に開催。講師は特定行政書士・志水晋介先生。

開催日時： 令和6年7月24日（水） 18:00～20:00

開催場所： 神奈川県立かながわ労働プラザ（エルプラザ） 8階 第1・2会議室

参加費・資料代：2,000円 懇親会：研修会終了後 会費4,000円程度

講師：特定行政書士 志水晋介（東京都行政書士会）

申込：<https://forms.gle/R6GXEHXYAjtawVA6>

右のQRコードからアクセスできます。



※第2回は9月25日（水）18:00～20:00に予定しております。

お問い合わせ：行政法学習会事務局 メール：[info@shj.jp](mailto:info@shj.jp)

電話：045-222-4567